

委員会報告

六月五日の本会議において各常任委員会に付託されました議案審査は、以下のよう^に決定しました。

文教厚生常任委員会

主に放課後児童クラブの有料化について、活発な討論が行われた。反対討論として、他市町では、おやつ代利用者負担金と^もに無料のクラブもあること、七月一日よりの施行となり保護者の理解が得られないことなどが述べられた。賛成討論としては、急激な利用者増もあり、財政難の中で利用者負担は当然あるべき、また、面倒をみる保護者がいない家庭は、負担金を払ってでも預けたい^と思っていることなどが述べられた。その結果、委員長採決により、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例は、可決すべきものと決定された。

総務常任委員会

付託議案及び所管事項の内、特に次の事項について審査がありました。
小城市個人情報保護条例では、個人情報にあたるかは審査会に諮問し、決定されるが、迅速な対応を。また、住民基本台帳との関係では、法律が優先され閲覧できるためプライバシー侵害の解決



新聞でもとりあげられたグレーゾーン(佐賀新聞 5/29付)
また、請願第一号出資法の上限金利の引き下げなどについて、自殺者あるいは自己破産者が減ることを期待しての意見が出されました。

産業経済常任委員会

農村公園の管理について、旧町ごとに差異がある。条例の改正を機に市



農村公園

内統一して行政で対応すべきとの意見があり、公平で経費も安くなるやり方を検討したいとの答弁がありました。また、四月の大幅な人事異動で集落営農への対応が^おくれている、増員をして新しい事業に取り組むような姿勢で臨むべきなどの意見もありましたが、付託された議案について、原案どおり可決すべきと決定しました。

建設常任委員会

付託された七議案については全員賛成で原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、小城市農業集落排水事業の分担金徴収条例の一部を改正する案件については、各処理区で異なった分担金であったため活発な議論がありました^が賛成多数で原案通り可決すべきものと決定しました。

医療費の一部負担金を引き上げ

(七月十三日 臨時議会開かれる)

国民健康保険法の一部が改正されたことにより、七十歳以上で一定の所得がある人について、医療費の一部負担金が、これまでの十分の二から十分の三に引き上げる議案が提案され、討論の結果、賛成多数で可決されました。実施は十月一日から対象者は、三百九人となっています。

用語解説

(注1) OD方式 7ページ

オキシデーション
ドイツ法。下水道の汚水処理方法のひとつで、清水、織島で採用されているもの。

(注4) PFI方式 10ページ

公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法である。

(注2) A2F方式 7ページ

嫌気好気ろ床法。下水道の汚水処理方法のひとつで、牛津、三日月処理区で採用されているもの。

(注5) インフォームド

コンセント 10ページ

(注3) ポジティブリス
ト制度 7ページ
残留基準が設定されていない農薬の場合でも一定の基準を超えて検出さ

「説明をうけた上での同意の意」医師が患者に診療の目的・内容を十分に説明して、患者の納得を得て治療すること。